

佐市人第325号
平成26年8月27日

DPI 北海道ブロック会議
議長 我妻 武 様

佐賀市長 秀島敏行



身体障害者の市職員採用試験及び採用に関する抗議と公開質問書について（回答）

平成26年8月11日付けで質問がありました標記の件について、次のとおり回答します。

身体障がい者を対象とした平成25年度職員採用試験（一般事務B）については、採用予定者を1名程度として募集を行い、第一次・第二次試験を経て、昨年12月上旬に試験結果の上位者2名に対して合格を通知しています。

そして、本年2月に当該合格者2名を対象として受験資格の要件などを確認するための面接を実施したところ、合格者2名のうち1名について、受験資格の要件を満たしていることが確認できませんでした。

そこで、その後も当該者に対して聞き取りなどにより受験資格の要件の確認を試みましたが、当該要件を満たしていることが確認できなかったため、本人への説明のうえ、本年4月1日の正規職員としての採用を見送りました。

しかし、障がい者の雇用を促進する観点から、本人了承のうえ、2か月間の有期雇用の日雇用職員として働いてもらい、再度、その就業状況などを通じて受験資格の要件を確認させてもらうことにしました。

最終的には、本年6月に、これまでの採用に係る面接や日雇用職員としての就業状況などを総合的に判断し、正規職員としての採用を見送らせていただくことになりました。

佐賀市職員の採用にあたっては、地方公務員法第21条の規定に準じ、競争による採用試験を行い、試験合格者について成績順の採用候補者名簿を作成し、その後に、任命権者が採用候補者名簿の中から職員として採用する方を決定することとしております。

このため、採用試験合格者がそのまま全員採用されるとは限りません。このことは、佐賀市職員採用試験案内にも記載しており、採用試験の合格が市職員としての採用を保障するものではありません。

したがいまして、本市としましては、一部報道において試用期間を経た後の不当な解雇を連想させるような記事が掲載されました。当該者を正規職員として採用したものではなく、有期雇用契約に基づく雇用期間の満了に伴う解雇であり、不当な解雇には当たらないと認識しております。

以上のことから、今回の取扱いは、障害者の権利に関する条約や障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に反しているものとは考えておりません。

本市としましては、障がい者の社会進出を推進するためには、行政機関が率先して障がい者を雇用していく必要があると認識していますので、今後も引き続き、障がい者の雇用促進に努めてまいります。

【担当部署】

佐賀市総務部人事課

電話 (0952) 40-7030

E-mail : jinji@city.saga.lg.jp